平成30年度　千葉市青少年問題協議会　議事録

１　日　時　　平成30年8月31日（金）午後3時00分～午後5時00分

２　場　所　　千葉市役所　8階　正庁

３　出席者

（１）委　員

所　属	役　職　等	氏　名
千葉家庭裁判所	調査官	中塚 亜企子
千葉少年鑑別所	所長	北畠 裕史
千葉県警察	千葉市警察部総務課長	海老根 一浩
千葉大学教育学部	准教授	磯邉 聡
千葉市中学校長会	会長	渡邉 博典
千葉市保護司会連絡協議会	緑地区保護司	野本 まり子
千葉人権擁護委員協議会	委員	尾上 正博
千葉市民生委員児童委員協議会	副会長	鈴木 將夫
千葉市青少年育成委員会会長会	会長	岡村 奈保
千葉市青少年補導員連絡協議会	副会長	小山 こずえ
千葉市青少年相談員連絡協議会	会長	多田 裕香子
千葉市ＰＴＡ連絡協議会	副会長	一条 玲子
千葉市子ども会育成連絡会	常任理事	池田 直子

※千葉市保護観察所の原沢 和茂 委員、及び千葉市医師会の山田 純子 委員の 2 名については、所用により欠席。

（２）事務局

佐々木　こども未来部長、鎌野 健全育成課長、松本　精神保健福祉課長

村松 青少年サポートセンター所長

４　議題

（１）会長・副会長の選任について

（２）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

（３）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

５　報告

（１）千葉市子ども・若者支援協議会について

（２）子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況について
（３）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について
（４）千葉市こどもプランについて
（５）青少年の日フェスタについて
（６）その他

６　議題の概要

（１）会長・副会長の選任について

多田委員が会長に磯邉委員を推薦し、異議なく会長と決定した。
磯邉会長が副会長に小山委員を指名し、異議なく副会長と決定した。

（２）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

小山副会長から、9 月 15 日に開催する「千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰」について、当日の流れ等の説明があり、了承された。

（３）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

事務局から、内容の変更・修正に関する提案があり、承認いただいた。

７　報告の概要

（１）千葉市子ども・若者支援協議会について

事務局から報告があり、了承された。

（２）子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況

事務局から報告があり、了承された。

（３）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

事務局から報告があり、了承された。

（４）千葉市こどもプランについて

事務局から報告があり、了承された。

（５）青少年の日フェスタについて

事務局から報告があり、了承された。

（６）その他

事務局から成人向け雑誌陳列対策に関する報告があり、了承された。

８　議事の経過

宮内主査：	会議に先立ちまして、傍聴人の確認をさせていただきます。 本日の会議の傍聴人は２名でございます。 傍聴人の方にお伝えします。 傍聴に際しては、お手元の傍聴要領をご覧いただき、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 本日、委員の皆様におかれましてはご多用のところ、ご出席くださいましてありがとうございます。 ただ今から、「平成 30 度千葉市青少年問題協議会」を開催いたします。 私は、本日の進行役を務めます、健全育成課の宮内です。 よろしくお願いします。 なお、この会議は、千葉市情報公開条例等の定めるところにより公開となっておりますことをご了承願います。 では、はじめに、本日の協議会の開催にあたり、こども未来部長 佐々木 敏春がご挨拶申し上げます。
佐々木部長	ただ今、ご紹介をいただきましたこども未来部長の佐々木でございます。千葉市青少年問題協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様方には、ご多用のところ、本日の協議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。 また、この度、青少年問題協議会委員のご就任を快くお引き受けいただきましたこと、深く感謝申し上げます。 委員の皆様方におかれましては、日頃より、青少年の健全育成はもとより、本市の事業に多方面から、ご支援・ご尽力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、心から御礼申し上げます。 本協議会は、地方青少年問題協議会法に基づき、市長の附属機関として昭和 30 年に設置され､関係行政機関相互の連絡調整を図ることや青少年問題等についてご意見をいただくことを目的とした協議会でございます。 本日は、「会長、副会長の選任」「千葉市青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰」「家庭教育資料～親ナビ～について」が議題となっております。 9 月 15 日（土曜日）には、青少年問題協議会の主催行事であります、青少年健全育成功労者表彰式が開催されます｡ご多用のところかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。 また、今年 2 月東京都で、改正健全育成条例が施行され、青少年に裸の画像を不当に求めることが禁止されました。千葉市でも「自画撮り被害」防止についての対策として「家庭教育資料～親ナビ～」に記載し、活用していた

	だく方向で考えております。 　さらには、今年４月から民間委託いたしました「千葉市子ども・若者総合相談センターLink」につきましても報告させていただきます。 　委員の皆様が、それぞれのお立場で、忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。 　結びに、皆様方の今後の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

宮内主査	続きまして、委員紹介に移ります。 　本来ならば任命書の交付は市長から手渡しですべきところではございますが、お時間の都合がございますので、本日、机上への配布という形をとらせていただきました。どうぞご容赦くださいますようお願いします。 　平成30年９月１日より２年間、新しい委員として任命されました、皆様方どうぞよろしくお願いいたします。 　それでは、資料１ページの委員名簿にある順番で、中塚委員からお一人ずつ、お言葉を頂戴できればと思います。 　所属、氏名、青少年や子どもの問題で日頃感じられていることなどをお話しいただければと思います。 　なお、本日ご欠席の委員のご紹介は、大変恐縮ですが、資料１ページの委員名簿に代えさせていただきます。 　それでは、中塚委員お願いします。
中塚委員：	千葉家庭裁判所から参りました、家庭裁判所調査官の中塚と申します。子どもたちの関係で日頃問題に感じていることですが、ここ数年、特殊詐欺のいわゆる「受け子」やリクルーターを簡単に引き受けてしまう子どもたちが多いという印象を持っております。 　また非接触型の性非行、SNSやネットを使った性非行が増えているように思います。特に非接触型の性非行に及ぶ子どもたちというのは、裁判所に来ることがないような、捕まったことないような子どもたちが多いですので、裁判所まで呼ばれて初めて、これだけ大きなことをしたんだな、ということを気づくことが多いように感じております。こういった子どもたちに共通するのが、なぜやインターネットやSNSを使った性非行に走ったのかという動機について、Twitterで「いいね」が欲しかった、というような承認欲求や、誰かに見てほしい、認められたいという気持ちがあるかと思っております。逆に実社会ではなかなか認められないですとか、自分の気持ちを言葉にしづらいというような子どもたちも多いので、この非接触型の性非行というのは、現代的非行であるように思っているところです。以上です。今日はよろ

	しくお願いします。
北畠委員：	千葉少年鑑別所長の北畠と申します。日頃感じていること、ということですが、感情統制力の乏しい少年が増えてきたなというように思っておりまして、かなり職員が疲弊するというような状況が増えて参りました。 それから非行事実を認めない少年というのが増えており、事実を認定するための手続規定などがこれまで以上に必要になってくるため、それもまた職員の負担ということに繋がってきている状況です。 非行少年の数が減ってきていますが、職員の負担というものはなかなか減っていないのが現状でございます。よろしくお願いいたします。
海老根委員：	千葉県警察の千葉市警察部の総務課長の海老根と申します。本日お集まりの皆様方におかれましては、それぞれのお立場で青少年問題に深く関わり合いを持って、一所懸命に業務に臨まれているということで、平素から非常に敬意を表するところでございます。警察といたしましても、少年非行の防止又は検挙を始めといたしまして、少年を食い物にする犯罪、大人たちの問題もございます。また非行をさせない職場や社会環境といった、様々な面での整備も力を入れていかなくてはなりません。さらに、少年たちへの立ち直り支援等についても、警察独自の取り組みをやっていかなければならないというところでございます。 皆様方と一緒にスクラムを組んで、協力をしながら情報交換等を行い、良い社会づくりをしていきたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。
磯邉委員：	千葉大学の磯邉と申します。私は教員養成開発センターに所属しているほか、教職大学院の教員をしておりまして、現場の先生方のリカレント教育もしております。また、それから週に一日、大学に休みをいただいて、千葉市内の中学校でスクールカウンセラーもさせていただいております。 学校現場で仕事をしていると感じるのは、発達障害を持つ子の増加、そして、これは全国的な問題ではございますが、不登校の増加は、喫緊の課題かと感じております。それからいじめの問題について、いじめ防止対策推進法では、「重大事態」というのがございまして、一つは死亡案件、もう一つは30 日程度の不登校になった場合に調査委員会を作らなければならないと明示されておりまして、私は大学に職があるという関係上、第三者として今まで5件、重大事態の調査員として調査に加わっております。そうした事案で大体共通しているのが、学校側のいじめ認知の初動の遅さと、認知の甘さです。「これは大したことない」というように考え、結果的にボタンの掛け違いになっている、ということが多いかと思います。 それから不登校に関しても国の施策が変わってきて、不登校支援というの

	は登校させることではない、というように大きく方針転換をし、一番大切なのは子ども一人一人が成長していく将来の社会的な参加であると変わってきている点が、非常に大きな変化かと思っております。本日は皆様と、いろんな問題が議論できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
渡邉委員：	千葉市中学校長会の渡邉と申します。現在、千葉市の校長会においては、概ね落ち着いている状況がございますが、一部、やはり発達障害の対応を巡っては、大変な事案などもございます。 そしてただいま磯邉先生からお話がありましたように、不登校児童生徒は大変増えており、右肩上がりでございます。かつては中学校独自の問題だったのですが、最近では小学校の方でも増加傾向にあり、やはり何とかこの不登校児童生徒の増加を、学校現場で食いていきたいと考えているところではあります。しかし、10 人にいれば 10 人それぞれで思っていることは違う訳でして、なかなかうまくいかない状況がございます。 私も実はかつて事務局側にいたわけですが、この青少年問題に関しまして、本日は皆様とお話ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。
野本委員：	千葉市保護司会連絡協議会緑地区保護司の野本です。保護司会としては、小中学生の皆さんにこの夏休みに社会を明るくするためにはどうしたらいいか、ということで市内の各小中学校作文の募集をしております。そしてつい先週末 8 月、千葉市文化センターを会場に、その中から選ばれた生徒さんの発表や、更生保護に関する方の講話を内容とする催しを実施いたしました。 来年もまた社会を明るくするためにはどうしたらいいかというご意見を、小中学生の皆さんからいただけると思いますので、よろしくお願いいたします。
尾上委員：	千葉人権擁護委員協議会の尾上です。千葉法務局管内の 6 市町、習志野、千葉、市原、山武、大網白里、九十九里、東金が集まって、千葉人権擁護委員協議会を組織しています。主に相談活動・啓発活動を中心にやっており、相談は毎日、子どもの人権 110 番、それから女性ホットライン、一般の方々の相談に応じる一般相談でございます。また、県内の人権擁護委員 440 名いるわけですが、その中に子どもの人権委員というのは 103 名におりまして、私も子どもの人権の方を担当しております。それから県内には 11 協議会ありますが、それらが千葉県人権擁護委員連合会を組織しておりまして、そちらの事務局長もやっております。県内各地の子どもの人権上の問題や障害者、高齢者の問題など、様々なことについて、相談をしたりしながらやって

	おります。 　また、人権教室というものを開いておりまして、今年度は千葉市内の小中学校、約 100 校を対象として行っております。中学校の題材としては、「インターネットの向こう側」というテーマで、周知啓発や注意喚起を行っております。さらに、これは全国で行っておりますが人権作文、また、千葉県独自の取り組みであります、人権に関するポスターなどの取り組みを行っております。そうした活動を通して、子どもたちにいじめや悩みの解消を呼びかけるような活動をしております。本日は、よろしくお願いいたします。
鈴木委員：	千葉市民生委員児童委員協議会の鈴木と申します。 　民生委員は児童委員も兼ねておるのですが、私が感じることといたしましては、子どもの問題というのは、家庭、それから環境に影響を受けていると感じております。私の担当地区には小学生は何十人もおりますが、その中で子ども会に加入している子どもは数名しかいないという状況で、こういったことは、今まで考えられなかったことでして、痛く「変化」を感じると同時に、不安も感じております。本日は、よろしくお願いいたします。
岡村委員：	青少年育成委員会の岡村と申します。 　青少年育成委員会は千葉市の各中学校区に組織している任意団体なのですが、非常に「公」の色の強い団体です。私自身も 20 年以上関わっていまして、最初は PTA の会長から入ったのですが、民生委員や他の地域のことをやりながらも、青少年育成委員会というものは、地域の様々な人たちが関わっており、子どもに関することを、最も網羅している団体であると感じております。お隣の鈴木さんや補導員の小山さん、保護司の方にも入っていただいております。 　私自身の経験からになりますが、20 年前に子どもが出た中学校が非常に荒れていたということがありまして、様々な親子と関わっている中で、これは「子どもの問題」というのはない、すべてが大人の問題なのであって、大人「が」問題、大人「に」問題、大人「こそ」問題、というふうに感じており、子どもがお父さんお母さんとの関わりを持っていかなければならない、と当時思いました。それを進めていく中でも非常に限界を感じまして、大人の意識を変えることはできないから、子どもと関わっていくしかないと、一度ギアを入れ替えたのですが、これもなかなか難しく、できるだけ多くの団体が連携をとって、育成はもちろんのこと、学校の先生方や児童相談所、ありとあらゆるところと連携を取ることが重要だと思っています。 　また、守秘義務の関係で最近は壁に感じることもございますが、無名の子ども、「A くん」「B くん」ではなく、名前も顔も、ちゃんとみんなに分かってもらっている子どもとして、またその「親」として関わっていくことが、

	すごく大事だというように感じております。本日は、よろしくお願いいたします。
小山委員：	青少年補導員連絡協議会の小山と申します。私ども青少年補導員は、子どもたちを健全な方向に導くために愛の一声を基調とした街頭補導を中心とし、また補導員の資質向上するために各種研修会などを開催しております。街頭補導の方は、皆さんご存知のように、今街頭に出ても実際に非行の兆候が見られるような子どもたちはあまりおりません。そういった中で、私たちの補導活動をどう変えていかなければならないのか、せっかく補導員になったのに、街頭に出ても子どもたちに声をかける機会がない、というような声を聞かれることもあります。私たちがどんなモチベーションを保ち、向上していくかが一つの課題になるかと思います。 実際のところは皆さんのお話のように SNS などの事例や不登校の問題が非常に急増しております。そういう子どもたちと実際にはどう関わっていくのか、そういう中で研修会の重要性などを考えていければと思っているところです。よろしくお願いいたします。
多田委員：	千葉市青少年相談員連絡協議会の多田です。 私たちは中学区を中心とし、子どもたちの身近な大人として、親代わりにはなれないけれども、お兄さんお姉さんのような立場で、相談相手や遊び相手になることを目的として活動しております。市連協としては、主に子どもたちを対象としてレクリエーション大会「青少年のつどい大会」を開催しておりまして、近頃は大人が用意したものしか遊べない経験できないというようなことも多いですが、その中でできるだけたくさんのことを体験して欲しいと思っております。 学校ごとに 54 の中学区がございますが、それぞれ特色のある活動を実施いただいております。ひきこもりや問題を抱えている子どもたちと接する機会は少ないですが、できるだけ子どもたち一人一人、いろんな活動ができるような場所を設けて活動していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
一条委員：	千葉市 PTA 連絡協議会から参りました、副会長の一条と申します。 私個人としましては、子どもたちのスマートフォンの使い方に関するトラブルが多いという話をよく耳にします。親がチェック・管理してくださいということを学校からも言われることもございますが、親がチェックしていても、そのチェックから逃れる術、「抜け道」を子どもの方がよく知っており、私たち大人の方が追いついていない、という話も周囲からよく聞きます。 今日は、先ほどの岡村さんの親の問題というのも胸に受け止めながら、皆さんのお話を聞いて持ち帰れたらいいなと思っておりますので、よろしくお

	願いいたします。
池田委員：	千葉市子ども会連絡協議会の池田と申します。 子ども会は、幼児から小学校６年生まで、リーダー制になりますと中学生まで、異年齢の子どもたちの集まりで遊んで、お兄さんお姉さんと関わることをもって、遊びを通して社会性を身につける場所だと私は思っております。各単位は一応、町ごとに単位子ども会がございまして、地域のおじさんおばさんと子どもたちが顔見知りになることによって、悪いことができない、そういう環境作りの目的もございますが、子ども会は遊んでいるだけというように見られることも多く、せっかくいい経験の場なのですが、参加されるお子さんお母さんたちがだんだん少なくなっているということが、今、問題としてございます。本当は社会性が育つ一番いい場所だと思うのですが、PTA がないようなところもありますし、自治会に入らないでやっているところも増えているようなに感じておりまして、大人の方たちの問題もあるのか思います。きっと子どもたちは遊びたいと思うのですが、親御さんに入っていいよと言われないと、子どもたちはなかなか入れないものでして、やはり大人の問題というのは感じます。 地域では民生委員もさせていただいていてセーフティーウォッチャーも毎朝しております。本日は、よろしくお願いいたします。
宮内主査：	続きまして、事務局職員及び所管課担当者を紹介いたします。 こども未来部長　佐々木 敏春でございます。 健全育成課長　鎌野 繁でございます 精神保健福祉課長 松本 宜之でございます。 青少年サポートセンター所長 村松 幸郎でございます。 精神保健福祉課　鈴木主任主事です。 健全育成課　中村主任主事、髙橋主事です。 ユニバーサル就労ネットワークちば　平田副理事長です。 最後になりました、司会の宮内です。 どうぞよろしくお願いいたします。

議題（１）会長・副会長の選任について

宮内主査：	それでは、議題に入ります。 議題１の会長・副会長の選任ですが、会長が決まるまでは、佐々木こども未来部長が議事の進行を務めさせていただきます。 佐々木部長、お願いいたします。
佐々木部長：	それでは、会長が選任されるまで、進行を務めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

	議題（1）会長・副会長の選任について　事務局お願いいたします。
鎌野課長：	資料 31 ページにあります「千葉市青少年問題協議会設置条例」第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定では「会長は委員の互選」、「副会長は会長が指名」となっております。
多田委員：	千葉大学の磯邉委員を会長に推薦します。磯邉委員は、これまでも会長をされておりました。また千葉大学の准教授ということもあり、会の進行が大変お上手で、委員皆様のご意見を上手に引き出していただけます。よって、磯邉委員が会長にふさわしいと考えます。
佐々木部長：	ただいま多田委員より磯邉委員を会長に推薦する旨のご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。
	（委員の拍手）
佐々木部長：	それでは、ここからは、磯邉会長に進行をお願いします。 磯邉会長、お席をご移動いただきまして、ご挨拶をお願いします。
磯邉会長：	改めまして、磯邉と申します。本会は、子どもたちを取り巻く問題について、様々な角度からお話しできる貴重な場だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、この夏は様々な事件事故がございましたけれども、一つ印象に残っておりますのは、山口県で 2 歳の男の子が、3 日間山で遭難する、という事件がございました。私は、1 日目はきっと見つかるだろうと思っておりましたが、2 日目、そして 3 日目経った時には、これはもしかしたら最悪のことが起こるかもしれない、というように思ってしまっておりました。 そうした中で、九州からボランティアの方が生きていることを確信して、沢の近くでうずくまっている男の子を発見したという話しを聞いたとき、私は「恥」を覚えました。3 日間経って、どこかで助からないだろう、と思ってしまっていた自分がいたことを、大変恥ずかしいと思いました。 またそれは、タイの洞窟で 13 人の男の子たちが 20 日間閉じ込められた事件でも同様でした。何人か犠牲者が出るかもしれない、と心のどこかで思っている自分がおり、子どもたちは全員助かったという報に触れたときは、大変自分を恥じました。 きっとこの話と同じで、私たち大人が、子どもたちを探すことをあきらめては終わりであると思います。不登校、引きこもり、発達障害、非行の子どもたちも同じで、どこか沢で一人待っているかもしれない、どこか暗闇で一人待っているかもしれない。そういった子どもたちに私たちができることは、関心を持って手を差し伸べることであると思います。 精一杯会長の任を務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

	それでは、副会長の選任に移ります。 先ほどのお話のとおり、副会長は、私が指名することとなっておりますので、千葉市青少年補導員連絡協議会副会長の小山委員に副会長をお願いしたいと思います。
小山副会長：	改めまして、小山と申します。会の目的に沿いまして、精一杯務めて参りたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。
磯邉会長：	それでは、次第に従いまして議事を進めます。会議の終了は、17 時を目安にしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 では、議題（2）「千葉市青少年問題協議会青少年健全育成功労者表彰について」、小山副会長お願いいたします。

議題（２）千葉市青少年問題協議会健全育成功労者表彰について

小山副会長：	資料１の３ページ、４ページをご覧ください 今年度は表彰式を、9 月 15 日（土曜日）午前 10 時から千葉市生涯学習センター　ホールで開催します。受賞者は個人 97 名となっております。なお団体の受賞者はございません。本協議会委員は皆さま、主催者として登壇していただきます。 司会につきましては、岡村委員にお願いしたいと考えております。 それでは４ページにあります、式次第につきまして説明いたします。 「2　主催者挨拶」ですが、磯邉会長が表彰式当日、所用のため出席できませんので、私、小山が行います。 「3　青少年健全育成功労者表彰」の 97 名の受賞者様のお名前の読み上げにつきましては、多田委員にお願いしたいと考えております。 それでは、委員の皆さま、司会者は岡村委員、受賞者様のお名前の読み上げは多田委員でよろしいですか？
	（委員の拍手）
小山副会長：	それでは、岡村委員、多田委員どうぞよろしくお願いいたします。 続いての「４　来賓祝辞」は熊谷市長、小松﨑議長、磯野教育長にお願いをしております。 「５　来賓紹介」の後の、「６　主催者紹介」の時には、委員の皆さまの呼名はありませんが、司会者の岡村委員が「次に主催者の千葉市青少年問題協議会です。」と言いましたら、全員起立をして、礼をして着席してください。 なお、受賞者代表の際にご登壇されます方、ならびに謝辞をいただきます方につきましては、まだ、事務局の方で調整中とのことでございます。従いまして、事務局に一任という形でよろしいでしょうか。

	（委員から「一任」の声）
小山副会長：	ありがとうございます。それでは、事務局の方でよろしくお願いいたします。また、その際、表彰状授与は私、小山が、介添えは池田委員が行います。 ５ページをご覧ください。 駐車場は、弁天小学校となり、「駐車券」が必要となります。 お車でお越しになる予定の方は、本日机上に配布しております、「駐車券」をお忘れなくお持ちください。駐車券の裏面にも５ページと同じ地図をのせておりますので、ご確認ください。 集合時刻につきましては、午前９時４０分となります。 なお、司会者の岡村委員、呼名されます多田委員、介添え役の池田委員、そして私、小山は９時２０分の集合でお願いします。 当日、我々協議会委員の受付はありませんので、ホールのお席に直接集合する形になります。プログラム等、当日の資料はお席においておきます。 表彰式終了後は舞台袖から退場し、そのまま解散となります。 表彰式当日の服装についてですが、本協議会委員の皆様に、ご登壇いただきますので、クールビズのノーネクタイ、そして上着着用でお願いいたします。 最後に、荒天等における中止の連絡方法でございますが、千葉市のホームページにてお知らせします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。３ページ下段にあります、ＱＲコード等をご活用ください。 以上となりますが、表彰式のご案内は、この場が最後となりますので、不明な点等、何かございましたら、お願いいたします。
磯邉会長：	昨年度は植草短期大学附属高等学校でしたが、今回は生涯学習センターが会場となりますので、よろしくお願いいたします。

議題（３）「家庭教育応援します～親ナビ～」について

鎌野課長：	それでは、「家庭教育資料～親ナビ～」につきまして、ご説明させていただきます。 「資料 2」の 7 ページをご覧ください。併せまして机上に配布させていただいております、「家庭教育資料～親ナビ～」もご覧ください この親ナビは、家庭における様々な悩みや子どもへの対応など、子育ての参考となるようにと、新小学校 1 年生、新小学校 5 年生、新中学校 1 年生の保護者向けに作成しているものです。各学校には、保護者会や PTA の研修会、学級懇談会等での活用をお願いしているところでございます。 作成の経緯、スケジュールにつきましては、7 ページの 2、3 をご覧くだ

	さい。 　それでは、平成30年度の変更・修正の予定についてご説明します。 　7ページの4をご覧ください。 （1）としまして、それぞれのグラフデータの更新をいたします。 （2）としまして、部長の佐々木からの挨拶にもありましたが、平成30年2月に東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正が行われ、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止が第18条の7に記載されました。違反した場合は30万円以下の罰金となります。詳しくは囲みの部分をご覧ください。 　また、今年の5月に開催されました「九都県市青少年行政主管課長会議」の中で、自画撮り対策について、対応方法などの情報交換が行われました。千葉県では、「インターネットを正しく安全に使うために」のリーフレットに記載し啓発活動を行っています。 　さらに、6月には、文部科学省もリーフレットを作成し啓発を行っています。リーフレットの抜粋は8ページでございます。 　実際に自画撮り被害にあった子どもの数ですが、警察庁の資料によりますと、平成24年は207件だったのが、平成29年は515名に上っています。5年間で約2.5倍増加しています。 　また、515名の内訳をみますと、小・中学生の割合が半数以上の約56%になっています。 　これらの状況を踏まえ、8ページ下段に載せております（案）を親ナビに掲載したいと考えました。差し込みのイラストやレイアウト等につきましては、事務局の方に一任していただきまして、内容面につきまして、ご意見を頂戴できればと考えております。 　それでは、どうぞよろしくお願いいたします。
磯邉会長：	ありがとうございました。自画撮り被害についてということですが、司法行政の委員の皆様からご意見等頂戴できればと思いますが、海老根委員はいかがでしょうか。
海老根委員：	多くの子どもたちがインターネットやスマートフォンにより、被害を受けており、警察といたしましても、あらゆる媒体を用いて注意喚起等を行っている訳でございますが、特にインターネットに一度掲載してしまったものは、消しても消しても、完全になかったことにすることはできないというインターネットの怖さを、強調いただければいいかと思っております。
磯邉委員：	ご意見ありがとうございました。北畠委員はいかがでしょうか。
北畠委員：	先ほどの海老根委員のお話とも重なりますが、やはりインターネットの恐ろしさというものを、伝えるべきであると考えております。子どもたちは個

	人情報というものの意識をあまり持っていないこともございますので、一度拡散したら取り返しがつかず、また、相手の要求はエスカレートしてくるんだということを伝えられれば良いと思います。 　例えば、実例を元にしたドラマを動画配信するというようなこともできればいいかと持っております。
磯邉会長：	ありがとうございます。レイアウト等にメリハリをつけて、個人情報を提供することは恐ろしいことだ、ということが伝わるようすることは、重要であると思います。貴重なご意見、ありがとうございます。 　中塚委員はございますでしょうか。
中塚委員：	最近では、友だちの間だけでなく、親子間でもSNSでやりとりすることもあります。インターネットは、誰でも手軽に使うことができるということや、匿名性の安心感から、子どもたちにとって、その危険性や具体的被害が想像しづらい部分があると思います。 　個人的は話になりますが、子どもにインターネットの具体的に危機感をもってもらえるよう、例えば、千葉駅で自分の身体の写真を持って歩いているようなものなんだ、というように具体的に子どもに話をすることもあります。 　子どもたちが具体的にインターネットの危険性を認識できるよう、例えばマンガなど、子どもたちが入っていきやすい媒体を活用するのもよいと考えます。
磯邉会長：	ありがとうございます。目にする保護者の方、それから子どもたちが、直感的にインターネットの怖さが分かるような資料にしていただければよいのではないでしょうか。その他ございますでしょうか。
渡邊委員：	三点ございます。 　一つ目、自画撮りに関する内容が掲載されるのは、中学生向けの親ナビだけなのでしょうか。 　二つ目、グラフ等の資料の掲載にあたっては、出典を明記した方が良いかと思います。 　三点目、子どもの内訳に「その他（有職・無職少年など）」という表記がございますが、これはいかがなものかと考えます。
宮内主査：	まず、掲載ですが、これは小学生にも被害がでているという状況に鑑み、3種類の親ナビ全てに、と考えております。 　次に、出典は記載させていただきます。 　最後に、事務局の方でも「その他」の詳細な内訳を現時点では把握しきれておりませんが、表記としては「その他」のみにとどめてもよいのではと考えました。

磯邉会長：	ありがとうございます。渡邊委員、いかがでしょうか。
渡邊委員：	被害の現状としては中高生が9割以上ということで、掲載は中学生向けだけでよいかと考えます。小学校高学年向けは新小学5年生が対象となるわけですが、発達段階にある子どもたちへの配布物に、こうした内容を掲載することにより、保護者としては抵抗があると思います。 よって、学校現場からすると、掲載は中学生向けだけでよいかと感じます。
磯邉会長：	ありがとうございます。小学校向けへの掲載の是非については、事務局で揉んでいただければと思います。他に何かある方はいらっしゃいますか。
岡村委員：	子どもとインターネットについては、育成でも3年間を通して取り扱ってきたテーマの一つですが、問題として、スマートフォンやインターネットの利用が低年齢化している、ということが挙げられます。最近では、なりたい職業を子どもに訊くと、上位に Youtuber が入っています。中学生になってから、いきなりスマートフォンの利用方法について注意喚起するのではなく、小学生の段階から保護者に対して、子どもにどういう危険が起こるのか、また、何を約束事としなければならないのかということを認識させることが重要であると思います。 インターネットの利用については、地域でできることには限界があり、例えば何か作成して配布したとしても、保護者はなかなか読んでくれない、という実感があり、これは学校を頼るしかないと思っております。 学校現場も大変であるのは分かっておりますが、小中学校を通してカリキュラムを組んでいただき、親子で学習する場、それもこうしたものを配布するだけでなく、専門家を呼ぶなどしてしっかりと言葉で説明するような場を設けることが大切だと考えております。
磯邉会長：	ありがとうございます。情報モラル教育は各学校でやっているところもあると思いますが、情報モラル教育と今回の自撮り問題で異なるのは、条例ができ、そこに罰則規定があるという点です。今の意見をご参考に事務局で検討いただければと思います。 また、いつもこの親ナビを見ていて思うのは、入れたい情報は多いため文字は多い、しかし多すぎると読んでもらえないということで、レイアウトは頭を悩ませているところかと思いますが、岡村委員の言うように、読みやすく、活用したくなるようなものを、ぜひ作っていただければと思います。 それでは本事項については以上といたしまして、次に報告事項「(1) 千葉市子ども・若者支援協議会について」、事務局お願いします。

報告（1）千葉市子ども・若者支援協議会について

鎌野課長：	本年度より初めてご出席いただく方も多くいらっしゃいますので、昨年度

	の報告に入る前に、「子ども・若者支援協議会」につきまして、簡単に説明させていただきます。 この協議会は、平成22年施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、（不登校やニート、ひきこもり等の）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその家族等に対し、様々な分野の関係機関・団体が行う支援を適切に組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるようにするために、平成24年2月1日に設置されました。 9ページ「資料3」をご覧ください。昨年度から下線部を追加、変更しております。 図の左側をご覧ください。会議は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造で設置しております。 図の右下「子ども・若者総合相談センターLink」では、様々な相談を受け付けた際に、適切な機関についての情報提供や、機関への橋渡しを行っています。 そして、代表者会議をはじめ、子ども・若者支援協議会は、Linkから関係機関を紹介させていただくに当たり、施策の目的や現状を共有し、連携を図っていくための場となっております。 さて、ここで「子ども・若者総合相談センターLink」につきまして、少し補足説明をさせていただきます。 Linkは、これまで直営で運営してきましたが、今年4月から業務を民間の「ユニバーサル就労ネットワークちば」へ委託しました。この「ユニバーサル就労ネットワークちば」は、平成28年2月から「千葉市ひきこもり地域支援センター」業務を受託し、現在も運営しておられます。さらに、Linkの場所もこれまでの千葉市教育会館から「こころの健康センター」へ移転いたしました。 また、Link 業務の受託とあわせ、「ユニバーサル就労ネットワークちば」には、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「指定支援機関」に指定し、本市において様々な悩みを持つ子ども・若者の支援の中心的な役割を担っていただくことといたしました。 それでは、平成29年度の報告へ移ります。資料の10ページをご覧ください。 「代表者会議」を1回、「実務者会議」を2回開催しました。実務者会議においては、年度中における相談状況報告はもとより、皆様のご協力のもと、相談支援の現場に赴いて、視察とあわせ、事例発表等を行いました。 第1回目の実務者会議では、「ちば地域若者サポートステーション」に、第2回目では、「Link」の視察・事例発表等を行いました。

	個別ケース検討会議についてですが、平成28年度では開催がなく、課題のひとつであったところですが、昨年度は2件実施いたしました。9月に行われた会議は、不登校児童に関するケースでしたが、関係各機関の連携により、学校復帰を果たすことができました。 それでは、資料11ページをご覧ください。平成30年度の活動計画について説明いたします。 まず、「1　会議」については、例年通り実施し、今年度も構成機関の現場視察・事例発表について行っていく予定としております。また、困難ケースの事例発表等を通じて、各構成機関の具体的な支援の状況の把握に、これまで以上に努めていきたいと考えております。 個別ケース検討会議については、実務者会議で把握したケースその他各構成機関での連携による支援が必要なケースについて、関係する機関に随時お声掛けをさせていただき、積極的に開催していきたいと考えております。 「2　広報」については資料のとおりです。 「3　平成30年度の方向性」として、まず協議会全体としては、今年度からは、実務者会議や個別ケース検討会議において、「指定支援機関」として「ユニバーサル就労ネットワークちば」が中心的な役割を担うことになります。実務者会議や個別ケース検討会議を積極活用し、共有・連携していく方針です。 また、Linkに関しては、これまでは市の直営ということもあり、教育機関との連携についてはすでに体制が整っていた面はあるのですが、今年度から民間委託化したことにより、Linkの相談の中心のひとつである不登校関係の相談について、教育機関との関係の構築・連携体制の強化については、これまで以上に積極的に行っていく必要性を感じております。特に、不登校児童・生徒が卒業とともに必要な支援が途切れてしまうといったことのない体制を構築することは重要な点でありますので、在学中から不登校ケースにLinkが関わり、関係性を構築していける体制を整えていきたいと考えております。 この件に関しては、すでに教育センター、養護教育センター、青少年サポートセンターとLinkで連携に関する会議を開催しており、今後も担当レベルでの情報共有等を進めていきます。 平成30年度の活動計画については、以上でございます。
磯邉会長：	ただいまの報告にご意見、ご要望、ご質問等あればお願いいたします。
渡邊委員：	二点、質問させてください。 一つ目は、受託者がユニバーサル就労ネットワーク千葉ということですが、精神保健福祉課で以前から運営しているひきこもり地域支援センターとの両方を受託しているということで間違いないかという確認、また、そうであれ

	ば、4 月から運営してきた中で、 Link とひきこもりとのすみわけなど、何か困難を感じている点などがあれば教えていただきたいというのが一つです。 　もう一つは、県との情報交換などは、現在どのような形で行われているのかということを教えていただきたいと思います。 　以上、二点でございました。
鎌野課長：	まず、受託者については、おっしゃるとおり、ひきこもり地域支援センターと同じ受託者ということで間違いございません。
宮内主査：	Link とひきこもりのすみわけや困難な点についてのご質問は、後ほどご説明させていただきたいと思います。 　次に県との関係についてですが、県の「子ども・若者支援協議会」における代表者会議及び実務者会議には、毎回出席させていただいており、Link の周知はさせていただいているところでございます。
磯邉会長：	ありがとうございます。私が以前、名古屋市に子ども・若者支援センターの視察に行った際、そこでは複数の NPO 法人からなるコンソーシアムの形式を採っており、それぞれの強みを活かしながら、アウトリーチを強化してやっておりました。 　Link はひきこもり地域支援センターと同じ、一つの受託者が運営しているとのことですが、今後の見通しとして、そうしたコンソーシアムのような形式を検討はされているのでしょうか。
鎌野課長：	今のところは、ひきこもり地域支援センターと同じ者が受託するということで、メリットを感じているところでございますが、まずはこの 1 年間運営していく中で、メリットのほか、課題も出てくると思いますので、それらを洗い出し、今後の検討材料にしていければと考えております。
磯邉会長：	ありがとうございます。説明責任なども伴うと思いますので、一つの事業者が受託することの説明の部分を今後整理いただくともに、場合によっては他市の事例なども参考にしていただきながら、よりよい支援体制を構築していただければと思います。続きまして、報告事項「(2) 子ども・若者総合相談センターLink の相談状況について」事務局からお願いいたします。

報告（2）子ども・若者総合相談センター「Link」の相談状況について

鎌野課長：	先ほど説明させていただきましたが、Link は、今年度から「ユニバーサル就労ネットワークちば」へ委託させていただいております。詳しい相談状況、事例等は担当の平田様よりご説明いただきます。資料は 12、13 ページとなります。平田様、どうぞよろしくお願いいたします。

平田副理事：	今回初めて参加させていただいております、ユニバーサル就労ネットワークちばの平田でございます。よろしくお願いいたします。 先ほどのお話にありました、住み分けの部分についてご報告させていただきます。空間的には、部屋と部屋の間の扉を開け放した形で、ある程度一体的にやっております。 そして、先ほどもありましたメリットについてですが、ひきこもり地域支援センターを受託した当初、親御さんからたくさんの相談を受けました。長くひきこもっていても、暴力的でもなく、親子関係もうまくいっているような家庭は困っておらず、あまり相談してこなかったのが従来だったのですが、ひきこもりに特化した相談機関ができたということで、「うちのようなケースでも相談していいのでしょうか?」というような形で、相談が多く来ました。 ただその一方、ご本人に話す段階で「自分はひきこもりではない」「ひきこもり地域支援センターになんか行きたくない」というような事例も実際にございました。今回 Link も受託させていただくことで、「子ども・若者総合相談」という言葉の方が、ご本人にとってはハードルが下がったというのは実際に感じております。親御さんも「うちの子は散歩にも行っていて、ひきこもりではないのですが、相談したいんです」というような言い方をされる方も多くいますので、同じ法人で運営している強みとして、「何か困ったことがあったらまず Link にどうぞ」、「30 代までどんな相談でも Link では受けますよ」というスタンスで、相談のハードルを下げ、継続相談でひきこもり相談に移動していくケースもございますし、本人が総合相談に行くことにメリットを感じている場合には、そのまま Link で受けることもございます。 このように、明確に住み分けをしていないというところが、相談件数の増加にも繋がっている部分はあると思っております。 実際に 12 ページのところ少しご報告をさせていただきます。最初に延べ件数を前年同月比で書いておりますが、29 年度は 122 件だったところ、30 年度は 226 件と、増えているかと思います。 その中で特に、来所相談については、件数も少なく、13 件の増加で 200%の増加となっております。 私どもとしては、問題を解決までつなげたい、というつもりで支援をしておりますので、電話がかかってきた場合は、なるべく匿名でなく実名を言っていただいた上で継続相談へ、というような方針でひきこもり地域支援センターを運営しております。そしてそれは Link も同様でございまして、それが、来所相談が昨年より増えている理由かと考えております。 また、相談者の状況としましては、昨年と大きくは変わってないと思いま

	すが、本人相談は結構増えているのかと考えます。私どものNPOのホームページ、Facebook、又はLinkの受託開始に伴って開設したTwitterなどを活用し、「千葉市の方はこんな相談をどうぞ」と周知を始めたことで、本人が直接相談してくることが増えたというように思っております。 男女比では、現状では男性の方がかなり多くなっております。ただ、これは継続的な相談で、一人のケースについて繰り返し電話をかけたり、訪問したり、ということが原因でして、実数では大きな差はないのではと思います。 相談対象者の年齢についても、20代、30代が増えておりますのは、「まずはLinkへご相談を」という周知している結果であると考えております。 13ページをご覧ください。「6 主訴（重複有）」では、平成30年度の4月から7月までの新規相談60件、重複ありで78件ということで計上しております。 「家庭問題」や「性格行動」などに関する相談の割合が増えており、昨年度とは内訳が若干変わっているかと思います。 続いて「7 相談対応した結果」について、今年度は継続支援が 90%、終了が 10%となっており、なぜ数値上、このように大きく差が出ているかですが、終了したケースと言いましても、一度で終了はしておりません。3回、4回と継続して相談を受けており、継続としてカウントをした上で、機関へお連れしたり、同行支援を行ったりして終了というケースもございますので、数字の上では、このようになっております。 次に「8 連携した支援機関」ですが、先ほど課長からもございましたとおり、既に連携会議は行っておりまして、養護教育センター及び教育センターなどについては、当初から連携をさせていただいている、といった現状です。なお、こころの健康センターの 1 件という部分は誤りの部分がございまして、毎月一回、当該センター内でケース検討をしていますので、今後修正をかけていきたいと考えております。 「9 紹介した支援機関」については、紹介して終了した機関ということで、記載の4つとなっております。 「10 広報関係（Linkの情報源）」ではございますが、7月までの段階で、昨年度に比べてリーフレットが少ない状況ではございますが、夏休みに入る直前で、各小中学校に配布をしておりまして、実は今週、かなり電話が鳴り始めておりまして、今後、リーフレットを情報源とした相談が増えてくるかと思います。以上です。
磯邉会長：	ありがとうございました。私から質問で、Link の相談体制について教えてください。
平田副理事：	1人又は2人で、平均すると1.5人以上となります。

	ひきこもり地域支援センターとLinkいずれも、キャリアコンサルタント、キャリアカウンセラー、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者と、ひきこもり等への相談職の経験者で相談対応しております。後者については、まだ初心者もおりますが、OJTで実際にケース検討をしながら、経験を積んでおります。 また、例えば、Link の方がアウトリーチで外に出てしまい、電話が取れない場合は、ひきこもり地域支援センターの職員の方でひとまず電話を取る、形で対応することもございます。
磯邉会長：	ありがとうございます。教育関係に関しては、教育センター等の相談機関がございますが、問題となるのは、学校を終えた若者の相談機関がエアポケットのようになく、あとは福祉しかない、という点だったかと思いますが、相談者の年齢層が上がっていることを考えると、本来の趣旨に少し近づいているかと思います。これまで相談を受けていて、何か感じている課題等はございますか。
平田副理事：	深刻なケースも少しずつ受けており、既に私どもが警察に同行したケースもございますが、そうした場面では、マンパワーの不足を感じることがございます。
磯邉会長：	市がLinkを直営している頃から、時々申し上げておることなのですが、やはりスタッフは「宝」ですので、職員が傷つかないように、燃え尽きないよに配慮しながら、同時に資質向上に尽力していただければと思います。 それでは続きまして、報告事項「(3) 千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について」、事務局からお願いいたします。

報告（３）千葉市ひきこもり地域支援センターの相談状況について

松本課長：	精神保健福祉課の松本でございます。よろしくお願いいたします。 14ページをご覧ください。平成29年度からは、18歳以上という年齢制限を撤廃しております。また、ひきこもり支援コーディネーターを1人増員して、3 人態勢となり、アウトリーチ型支援や関係機関との連携を強化するなど、相談支援体制の充実に取り組んで参りました。 それではまず、「1.相談等実績　(1) 相談・問い合わせ延べ件数の内訳」ですが、平成29年度は2,323件、一日平均にして約9.5件、対応しております。次に、相談・問い合わせ者の内訳ですが、「家族」が1,080件と、全体の4割強を占めておりますが、本人からも769件と、約3割を占めております。なお、一つのケースで複数の方から相談が寄せられる場合もございまして、平成29年度は複数回答で集計しておりますので、28年度との比較は参考程度にとどめていただければと思います。続きまして、相談方法ですが、「電話」が最も多く、1,475件で全体の3分の2を占めております。このほか、自宅

	訪問が 104 件、自宅以外への訪問として、区保健福祉センターの相談室などで受け付けたものが 82 件となっており、訪問の合計が 186 件となっております。28 年度の自宅 19 件、自宅以外 51 件計 70 件に比べると、いずれも増加しており、今後も積極的にアウトリーチを行ってまいります。 次に、初回相談者の内訳をみると、男女別では男性が多く、年齢別では 20～40 代が多い傾向が見られます。ひきこもり期間別ですと、1～3 年が最も多いですが、中には 10 年あるいは 20 年以上という方も相当数いるということから、ひきこもりの長期化、高齢化していることが課題となっております。 次に「カ　ひきこもりのきっかけ別」の表をご覧ください。学校の問題、職場の問題、自分自身のこと、が上位に挙がってきてございます。 このように様々な問題が課題となっていることから、各区の保健福祉センターを始め、関係機関と緊密に連携していくことが重要であると考えております。 16 ページ「2. ひきこもり関連事業実績」をご覧ください。(1) ひきこもりサポーター事業の「ア　ひきこもりサポーター養成研修」ですが、昨年 11 月に民生委員などを対象に、ひきこもりに関する知識や支援方法について学ぶ 2 日間の研修を実施、21 人の方が受講し、ひきこもりサポーターに登録していただきました。その他、28 年度のサポーター養成研修修了者のうち、希望者 22 人を対象に、フォローアップ研修を実施し、居場所での実習を実施し、16 人の方に、ひきこもりサポーターとして登録していただきました。結果昨年度は、計 27 人の方に、ひきこもりサポータ登録をしていただきました。 次に「ウ　ひきこもりサポーター派遣事業」ですが、関係機関千葉就労支援準備室への同行を 12 回、フットサルチームへの同行を 1 回、このほかにひきこもり地域支援センターのリーフレットを、サポーターの方のお住いの地域や職場に配布するなどの活動をしていただきました。 次に「(2) ひきこもり家族セミナー」ですが、平成 29 年度は計 6 回実施し、55 人の方ご参加いただき、家族が困っている状況にある場合に、それについての助言などを行いました。 次に、17 ページでございます。「1. 変更事項」ですが、平成 30 年度からは、予算上、ひきこもり支援コーディネーターを 3 人から 4 人に増員しております。 「2. 事業実施状況と予定」でございます。今年度のひきこもりサポーター養成研修は 6 月 13 日水曜日に実施しており、28 人の方にご参加いただき、うち、17 人の方には、ひきこもりサポーターとして登録いただく予定となっております。 続きまして、「3. 支援の方向性」でございます。先ほどからお話しが出てお

	りますとおり、ユニバーサル就労ネットワークちばが、Link も受託を開始したということですので、子ども・若者の支援についても、Link と一体的で、切れ目のない支援を行ってまいります。 次に、18 ページでございます。「(1) 相談・問い合わせ延べ件数の内訳」ですが、平成 30 年度は自宅への訪問が 38 件、自宅以外への訪問が 23 件の計 61 件となっており、前年度の計 45 件と比較して増加しております。 また、次の 19 ページでございますが、「(4) 主な連携先」をご覧ください。生活自立・仕事相談センターや区の社会援護課、発達障害者支援センター、ちば地域若者サポートステーションなど、相談内容に応じて、連携先も多岐にわたるようになってきております。以上です。
磯邉会長：	ありがとうございました。本日お集りの委員の皆さんは、どちらかと言えば、義務教育終了前の、18 歳以下の若者を対象に活動されていることが多いかと思いますが、若者のひきこもり等を「予防」するという観点で、学校等に求めたいことなどはございますか。
平田副理事：	中学卒業後の若者の場合、一度、直接会うことができたとしても、その後、連絡が取れなくなったりといった事情で、継続できず一回で終了してしまうようなケースがございます。ケース検討会議をとおして、あるいは私どもが学校を訪問することも可能ですので、在学中にご相談いただけるよう、橋渡しをしていただけるとよいかと感じております。
磯邉会長：	ありがとうございました。ひきこもりなどの原因の一つに、学校や地域から孤立してしまうということがあげられると思うのですが、改めて本日お集りの委員の皆様のご協力が必要不可欠であると感じました。 続きまして、(4) 千葉市こどもプランについて、事務局からご報告をお願いいたします。

報告（4）千葉市こどもプランについて

鎌野課長：	「千葉市こどもプラン　中間見直し」について、説明させていただきます。 はじめに、「千葉市こどもプラン」の概要を説明させていただきます。 20 ページ「資料 6-1　千葉市こどもプランについて」をご覧ください。 まず、計画策定の趣旨でございますが、今般の社会情勢や子どもを取り巻く様々な問題に対応するため、すべての子どもと、子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に策定したものでございます。 次に、計画の位置づけでございますが、「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者健全育成及び支援についての計画」、「ひとり親家庭 自立支援計画」、「こどもの参画推進計画」の 4 つの計画を一体的なものとして策定し、

	『子ども・子育て支援』を始めとする 11 の基本施策で構成しております。 なお、計画策定にあたり、当協議会におきまして、「子ども・若者の健全育成及び支援施策」に関する取組みの方向性などについて、報告させていただいております。 計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、計画の対象は、妊産婦、乳幼児から青少年まで、及び子育て家庭を対象としております。 次に 21 ページ「資料 6-2 千葉市こどもプラン 中間見直しについて」をご覧ください。 「1. 見直しにあたって」 「(1) 実施の背景」に記載してございますが、本計画は、計画中間年を目途に、必要に応じて見直すこととされており、平成 29 年度が、計画の中間年度にあたることから、社会経済情勢の変化や、児童数の推移を反映するため、目標事業量や取組内容等について計画の見直しを行いました。 次に、見直しの方向性でございますが、22 ページ目にありますとおり、将来の女性の就業率 80%を見据えた「教育・保育」の供給量を確保するとともに、子どもルームを始めとする「地域子ども・子育て支援事業」などについて、下の太枠内にある「見直し理由」に該当する事業について、見直しを行うこととしました。該当する事業は、次の 23 ページ目に掲載しておりますが、ここに掲載されている 18 事業に「教育・保育」事業をプラスした、全部で 19 事業について見直しを行いました。 見直し理由の詳細等につきましては、当協議会に関連のある「11 子ども・若者モニター事業」及び「18 子ども・若者総合相談センター運営事業」について説明させていただきます。 それでは、24 ページ目の「3. 見直しの内容」をご覧ください。 本計画の「第 4 章 子ども・若者の健全育成」「(1) 子ども・若者モニター事業」ですが、これは、モニター登録した子ども・若者から、青少年の健全育成に関する意見をもらい、事業推進の参考としていくものですが、成人を祝う会運営協議会や青少年の日フェスタ等において、若者から意見聴収の機会を設けることが可能であると判断したため、本事業は実施しないことといたしました。 最後に、先ほど報告もありました、「子ども・若者総合相談センター(Link)」の所管課を青少年サポートセンターから健全育成課へ変更しました。 説明は以上でございます。
磯邉会長：	ありがとうございました。委員の皆様から、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。 ないようですので、続きまして「(5) 青少年の日フェスタについて」、事務

	局からお願いいたします

報告（５）青少年の日フェスタについて

鎌野課長：	「資料 7」25 ページでございます。 千葉市では、家庭・学校・地域・行政がつながりをもつことで、青少年のコミュニケーション力を高め、居場所づくりを推進するために、毎年 9 月の第 3 土曜日を「青少年の日」、毎月第 3 土曜日およびその翌日の日曜日を「家庭・地域の日」として制定しています。 今年度も 9 月 15 日（土）に、生涯学習センターを会場として開催します。 リーフレットにあるように参加した市民に対して、「青少年の日」を PR するために、青少年相談員のバルーンアート体験や万華鏡づくり、お弁当作り教室や、千葉都市モノレールのシミュレーターによる運転体験、警察部の協力による白バイ展示等を行う予定であります。さらには、今年は初出店となる千葉女子高校の生徒による小物づくり教室も開催します。また、表彰式終了後のホールでは、小中高校生また大学生を中心に合唱発表会、ダンス発表会も開催いたします。説明は以上となります。
磯邉会長：	ご説明、ありがとうございます。何かご意見等はございますでしょうか。ないようですので、次に進めさせていただきます。
磯邉会長：	「6　その他」について、何か委員の皆様からございますでしょうか。

報告（６）その他

鎌野課長：	それではここで、今回資料はございませんが、昨年度の青少年問題協議会で議題の一つにさせていただきました、成人向け雑誌の陳列対策について、報告させていただきます。 一昨年度、本協議会で貴重なご意見を頂戴し、昨年度も経過報告させていただいたところでございます。 結論から申し上げますと、本事業につきましては、「実施困難」と判断させていただきました。従いまして、昨年度予算における事業費は、不用額として決算に計上しました。今年度につきまして、取組の実施は考えておりませんが、成人向け雑誌関係については、千葉県青少年健全育成条例にもとづき、青少年を取り巻く社会環境実態立入り調査を、青少年サポートセンター及び青少年補導員が、コンビニエンスストア等で引き続き実施してまいります。 そもそも本事業の目的としましては、コンビニエンスストアにおける、成人向け雑誌の陳列方法を改善することで、見たくない方への配慮となり、青少年の目に触れる機会を減らし、本市の青少年の健全な育成に資するもので

	した。 　既に、コンビニエンスストアにおいて、千葉県青少年健全育成条例にもとづき、青少年に販売等することができない旨の表示を行い、なおかつ区分陳列や、ビニール包装、ひも掛け等を実施しています。 　本事業の概要は、大手コンビニエンスストアチェーンに協力を依頼しまして、各店舗に陳列する成人向け雑誌に表紙の一部を覆う包装フィルムをかけるということでした。 　各コンビニエンスストアチェーンに説明させていただきましたが、本事業の趣旨は理解していただけたものの、フィルム脱着の作業負担や売り上げの減少が懸念され、昨年８月末時点で「実施困難」との判断をいたしました。 　そのような中、ミニストップ株式会社では、成人向け雑誌の取扱いについて独自に内部検討を進められた結果、誰もが安心して利用できる店舗の実現に向け、昨年 12 月から千葉市内で、今年１月から全国の店舗において、成人向け雑誌の取扱いを中止する取組みを実施することとなりました。 　成人向け雑誌の取扱い自体を中止するミニストップ株式会社の取組みは、結果として､本市が課題と考えていたことを根本から解決できるものであり、ミニストップ株式会社の、ご英断であると認識しています。 　今回のミニストップ株式会社の取組が一つの契機となり、取組の輪が広がり、青少年や女性はもちろん、多くの人が、快適に過ごせる環境が広がることを願います。
磯邉会長：	ありがとうございます。本件については、これまで本協議会で協議をして参りまして、積極的に推進してほしいと意見を出させていただいておりました。市としての取り組みは難しいということでしたが、ミニストップから自主的に実施していくという結果となり、本協議会で議論してきたことは無駄ではなかったかと感じております。今後、こうした取り組みが一層広がり、子育てをしやすい環境作りが進んで行けばよいと思います。 　何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。ないようですので、議事進行を事務局にお返しいたします。円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
宮内主査：	ありがとうございました。それでは、その他になりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
村松所長：	青少年サポートセンターの村松でございます。県の「ネットパトロール」について、千葉市も含めて実施いただいておりますが、千葉市の方で立ち上げられないか、ということで現在、検討を進めております。 　まだ検討段階ではございますが、この場でご報告させていただきます。
磯邉会長：	ネットパトロールを行っている方々は、かなり専門的な技術を有している

	ような印象を持っているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。
村松所長：	予算の関係もございますが、そのあたりも含めて、検討を進めて参ります。
佐々木部長：	委員の皆様のお話にもありましたように、青少年の非行が街頭からインターネットに場所を移してきているような現状の中、社会の変化に合わせて、私たちの取り組みも変えていかなければならないと思いますので、少しずつでも、始めていけたらと考えております。
宮内主査：	ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。 それでは、以上をもちまして、千葉市青少年問題協議会を終了します。ご協力、ありがとうございました。お帰りの際は、どうぞお気をつけてお戻りください。